

# 事業所の防火安全体制を確認しましょう

## 消防機関への各種届出状況の確認

入学・入社・人事異動などの年度のスタートである4月となりました。これを機会に消防署に届出されている書類の確認をしてください。例をあげると、人事異動に伴う防火管理者の選任・解任の届出や消防用設備の点検報告などです。この時期に会社、学校、店舗、倉庫等の防火安全体制を確認し整備していきましょう。

### 【防火対象物の使用開始届】

工場、倉庫、店舗等を始められる際、建物又はその部分を使用しようとする方(所有者等)は、使用を開始する日の7日前までに防火対象物使用開始届を消防署に提出しなければなりません。

(火災予防条例第43条)



### 【防火管理者選任(解任)届出書】

一定規模以上の建物の所有者等は、防火管理者としての資格を有する「管理的又は監督的な地位にある者」を防火管理者に選任し、届出しなければなりません。

人事異動などで防火管理者が変更になる場合も同様に届出が必要になります。

(消防法第8条・第36条)



### 【消防計画作成(変更)届出書】

防火管理者は、消防計画を作成し届出しなければなりません。

(消防法施行令第3条の2・第48条)



### 【消火・避難訓練通知書】

消防計画に基づき消火訓練及び避難訓練を実施する場合、一定規模以上の建物にあっては事前に消防署に通知しなければなりません。

一定規模以上の建物は年2回以上消火・避難訓練を実施しなければなりません。

(消防法施行令第3条の2・消防法施行規則第3条)



### 【消防用設備等点検報告】

建物の関係者は、設置されている消防用設備等を定期的に点検し、またその結果を一定規模以上の建物は1年に1回、それ以外の建物は3年に1回消防署に報告しなければなりません。

また、その結果不備な点がありましたら改善しましょう。  
(消防法第17条の3の3・消防法施行規則第31条の6)



### 【防火対象物点検報告】

一定規模以上の建物の所有者等は、防火対象物点検資格者に防火管理業務を点検させ、その結果を消防署に毎年報告しなければなりません。

また、その結果不備な点がありましたら改善しましょう。  
(消防法第8条の2の2)



### 【甲種防火管理再講習の受講義務と受講期限】

甲種防火管理再講習を受講する義務のある方は、収容人員が300人以上の※特定用途の対象物で、現在防火管理者に選任されている人が対象となります。

受講期限は、講習修了日以降における最初の4月1日から5年以内となっています。

※特定用途の対象物とは、火災が発生した場合に安全かつ円滑に避難するのに支障をきたしたり人命危険が極めて高い百貨店、旅館などの不特定多数の者が利用する施設又は病院、社会福祉施設が対象となります。



### 【再講習未受講の取り扱い】

資格は失効しませんが、未受講ですと防火管理者未選任としての扱いとなり、防火対象物点検の特例、優良防火対象物の認定の取り消しなどに該当します。

(消防法施行規則第4条の2の8・第51条の16)

